

第**41**期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

令和2年12月23日(水)  
午前10時

場所

新宿野村ビル2階  
野村コンファレンスプラザ新宿  
コンファレンスA

## 目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	18
計算書類	21
監査報告書	24
株主総会参考書類	29
第1号議案  剰余金の処分の件	
第2号議案  取締役5名選任の件	
第3号議案  監査役3名選任の件	

## <ご来場について>

株主の皆様におかれましては、  
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、  
本株主総会につきましては、極力書面により  
事前の議決権行使をいただき、  
株主総会当日のご来場をお控えいただき  
ますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会後の経営近況報告会の  
開催はございません。

 **ジョルダン株式会社**

証券コード 3710

株主各位

東京都新宿区新宿二丁目5番10号  
**ジョルダン株式会社**  
代表取締役社長 佐藤俊和

## 第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、令和2年12月22日(火曜日)午後6時までにご到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 令和2年12月23日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階  
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスA  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報 告 事 項
  1. 第41期(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第41期(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役5名選任の件
  - 第3号議案 監査役3名選任の件
4. インターネット  
開示についての  
ご 案 内 当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト(<https://www.jorudan.co.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
  - (1) 連結計算書類の「連結注記表」
  - (2) 計算書類の「個別注記表」

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイトの関連ページ(<https://www.jorudan.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(令和元年10月1日から  
令和2年9月30日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度（令和元年10月1日～令和2年9月30日）におけるわが国経済は、前半は景気の一部で弱さが増しつつも緩やかに回復してまいりましたが、後半は新型コロナウイルス感染症の影響により景気が急速に悪化し、現在は持ち直しの動きも見られるものの依然として厳しい状況が続いております。

情報通信業界におきましては、企業のソフトウェア投資は緩やかな増加から横ばいの傾向となっており、情報サービス業及びインターネット附随サービス業の売上高についても前連結会計年度（平成30年10月1日～令和元年9月30日）と比べ全体としては増加したものの、第4四半期連結会計期間（令和2年7月1日～令和2年9月30日）には減少となりました。一方で、1世帯当たりのインターネットを利用した支出については前連結会計年度と比べ増加となりました。このような中、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）技術の高度化・実用化の進展等、情報通信に関する市場環境の変化は更に加速してまいりました。また、交通サービスの領域におきましても、「MaaS（Mobility as a Service）」（サービスとしてのモビリティ：各種の移動手段を組み合わせる等により、移動をサービスとして利用できる形で提供するもの）の流れが進展してまいりました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による移動や外出についての質的・量的変化は、「MaaS」の展開にも大きな影響を与えており、先行きについても不透明感・不確実性が増しております。

このような環境の中で、当連結会計年度における当社グループの売上高は34億74百万円（前連結会計年度比19.8%減）、営業利益は1億98百万円（前連結会計年度比27.7%減）、経常利益は2億23百万円（前連結会計年度比18.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は52百万円（前連結会計年度比59.2%減）という経営成績となりました。

売上高につきましては、乗換案内事業の売上高が大きく減少したこと等により、全体としても前連結会計年度と比べ大きく減少いたしました。営業利益につきましても、全社費用が減少したものの、乗換案内事業の営業利益が大きく減少したこと等により、全体として前連結会計年度と比べ減少いたしました。経常利益につきましては、助成金収入の計上や、為替差損並びに貸倒引当金繰入額の減少等があり、営業利益よりも小幅な減少にとどまりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、減損損失が減少したものの、投資有価証券評価損が増加したことや新製品として発売を見込んでいた音楽プレイヤー「Kiwiプレイヤー」の発売中止に伴うたな卸資産廃棄損を計上したこと、前連結会計年度に計上していた投

資有価証券売却益がなくなったことに加え、法人税等の負担率の増加等の影響もあり、前連結会計年度と比べ大きく減少いたしました。

事業別の状況については、以下の通りです。

※事業別の売上高は、事業間の内部売上高を相殺しておりません。また、営業利益または損失は、各事業に配分していない全社費用及び事業間の内部取引費用の控除前の数値であり、合計は連結営業利益と一致しておりません。

#### (乗換案内事業)

乗換案内事業では、法人向けの事業において複数の大型案件の納品・検収が完了したこと等によりその売上高が増加したものの、旅行関連（特に海外旅行）の事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が大きく減少した結果、売上高が大幅に減少いたしました。また、「乗換案内」の各種インターネットサービスの検索回数が減少したことや移動に関するサービスへの広告需要が減少したこと等により、広告等の売上高も減少いたしました。それらの影響により、乗換案内事業全体の売上高は前連結会計年度と比べ大きく減少いたしました。これに伴い、乗換案内事業全体の営業利益も前連結会計年度と比べ大きく減少いたしました。

それらの結果、乗換案内事業全体としては売上高31億94百万円（前連結会計年度比19.9%減）、営業利益4億29百万円（前連結会計年度比22.6%減）となりました。

#### (マルチメディア事業)

マルチメディア事業では、出版関連事業における売上高が前連結会計年度と比べ減少したこと等により、マルチメディア事業全体の売上高は前連結会計年度と比べ減少いたしました。これに伴い、前連結会計年度と比べ営業損失もやや拡大いたしました。

それらの結果、売上高47百万円（前連結会計年度比58.6%減）、営業損失52百万円（前連結会計年度は37百万円の営業損失）となりました。

#### (その他)

その他の事業におきましては、全体の売上高は前連結会計年度と比べ若干減少いたしました。一方、費用面では、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮して費用削減に努めており、営業利益は前連結会計年度と比べやや増加いたしました。

それらの結果、売上高2億74百万円（前連結会計年度比4.7%減）、営業利益61百万円（前連結会計年度比26.4%増）となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は7百万円であります。その主なものは、工具、器具及び備品の購入であります。

## 3. 資金調達の状況

当社の連結子会社であるJ MaaS株式会社は、令和元年12月及び令和2年2月に第三者割当増資を行い、合計1億64百万円の資金調達を行いました。

また、当社の連結子会社であるイーツアー株式会社は、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行需要の減少に対応し、営業取引等に係る所要資金を確保するため、金融機関から長期借入れにより40百万円の資金調達を行いました。

#### 4. 財産及び損益の状況

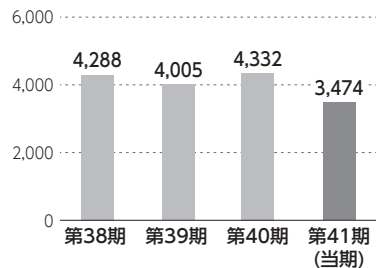
##### ① 当社グループ

区 分	第38期	第39期	第40期	第41期 (当連結会計年度)
	(平成28年10月1日から 平成29年9月30日まで)	(平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで)	(平成30年10月1日から 令和元年9月30日まで)	(令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで)
売上高 (千円)	4,288,313	4,005,648	4,332,053	3,474,514
経常利益 (千円)	481,086	269,224	275,263	223,145
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	336,839	126,311	128,328	52,395
1株当たり当期純利益 (円)	65.28	24.62	24.99	10.19
総資産 (千円)	5,577,479	5,559,702	5,704,930	5,501,397
純資産 (千円)	4,621,900	4,664,784	4,698,768	4,834,047

- (注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、千円未満は切り捨てております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。  
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第40期より適用しており、第39期の金額は当該会計基準等の遡及適用後の金額で表示しております。

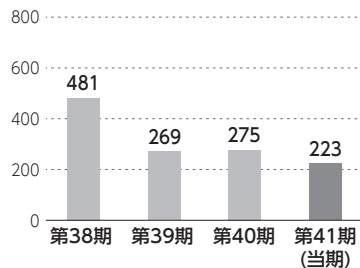
##### 売上高

(単位：百万円)



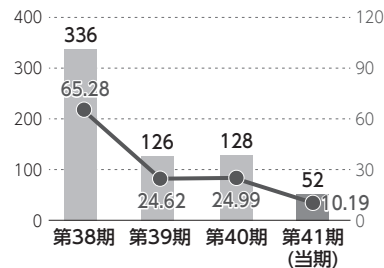
##### 経常利益

(単位：百万円)



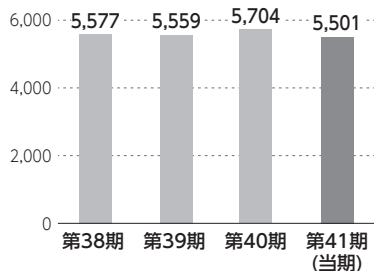
##### 親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益

(単位：百万円/円)



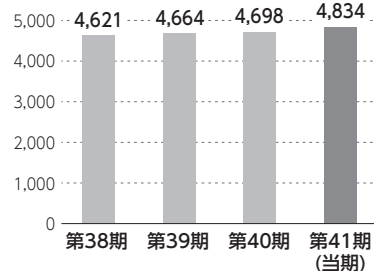
##### 総資産

(単位：百万円)



##### 純資産

(単位：百万円)



## ② 当社

区 分	第38期	第39期	第40期	第41期 (当事業年度)
	(平成28年10月1日から 平成29年9月30日まで)	(平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで)	(平成30年10月1日から 令和元年9月30日まで)	(令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで)
売上高 (千円)	3,477,382	3,284,659	3,626,748	3,122,629
経常利益 (千円)	457,478	315,271	297,513	377,434
当期純利益 (千円)	325,822	132,581	210,782	80,662
1株当たり当期純利益 (円)	63.15	25.84	41.05	15.69
総資産 (千円)	4,900,072	5,027,705	5,182,605	5,008,902
純資産 (千円)	4,227,396	4,289,706	4,415,499	4,429,298

- (注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、千円未満は切り捨てております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。  
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第40期より適用しており、第39期の金額は当該会計基準等の遡及適用後の金額で表示しております。

## 5. 対処すべき課題

当社グループの事業は、主としてICT（情報通信）産業に属しており、中でも位置や移動に関わるアプリケーション・コンテンツといった分野を中核事業としております。これらの分野においては、新たな技術やそれを利用したサービスや事業の登場といった大きな環境の変化が常に起こっております。最近では、「MaaS」の取り組みが各所で行われるとともに更なる進展が期待されており、当社グループにおいても「MaaS」の事業展開を更に加速することが必要な状況となっております。また、当社グループは、従来のソフトウェアの分野のみならず、ハードウェアの分野にも事業領域を拡大しつつあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症が人々の移動需要に大きな影響を与えており、持ち直しの動きは見られるものの厳しい状況が当面続くものと考えられます。

このような状況下においては、変化に対応する事業戦略を有していること、そこで求められる新技術やノウハウを常に先行して蓄積し続けること、及びそれらを可能にする体制が構築されていること等が重要であると考えております。

上記を踏まえ、当社グループといたしましては、①新型コロナウイルス感染症への対応、②収益源の多様化、③組織の柔軟性・機動性の確保、④他企業との連携、⑤新規事業の立ち上げ、⑥優秀な人材の発掘及び育成、⑦各種ソフトウェア・ハードウェア技術の蓄積、⑧製品・サービスの信頼性・利便性向上、⑨情報セキュリティの強化、⑩コーポレート・ガバナンス体制の強化、⑪内部体制の充実、⑫海外展開等の施策を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
コンパスティビー株式会社	40,000千円	100.0%	広告代理業
ゼストプロ株式会社	63,000千円	96.6%	システム・ソフトウェア の設計・開発
有限会社プロセス	3,000千円	100.0%	情報機器等の レンタル・リース
株式会社Doreicu	15,000千円	90.0%	ウェブサイトの開発・運営 広告販売・販促支援
Jorudan Transit Directory, Inc.	1,500,000米ドル	100.0%	ソフトウェア・コンテンツ の企画・開発
イーツアー株式会社	260,500千円	100.0%	インターネットによる 旅行商品の販売
株式会社悟空出版	20,000千円	90.0%	出版業
株式会社ジェイフロンティア	12,500千円	100.0%	システム・ソフトウェア の設計・開発
J MaaS株式会社	132,000千円	92.4%	ICTを活用した移動手段の 手配・販売・提供サービス

(注) 有限会社プロセスに対する当社の出資比率は、ゼストプロ株式会社を通じた間接所有であります。

## 7. 主要な事業内容

事業区分	主な事業内容
乗換案内	鉄道等の経路検索・運賃計算ソフトウェア「乗換案内」の開発・製造及び販売、モバイル及びインターネット向け「乗換案内」及び付随サービスの提供、旅行商品の企画・手配・販売、飲食店情報の提供等
マルチメディア	各種メディアによる出版、エンターテインメントコンテンツの提供
その他	受託ソフトウェア開発、情報関連機器リース

## 8. 主要な事業所

- ① 当社の事業所

名称	所在地
本社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号

② 重要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
コンパスティビー株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
ゼストプロ株式会社	北海道函館市昭和三丁目29番50号
有限会社プロセス	北海道函館市昭和三丁目29番50号
株式会社Doreicu	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
Jorudan Transit Directory, Inc.	500 Sutter Street, Suite 922, San Francisco, California 94102, USA
イーツアー株式会社	東京都新宿区新宿二丁目3番11号
株式会社悟空出版	東京都新宿区新宿二丁目3番11号
株式会社ジェイフロンティア	東京都新宿区新宿二丁目5番10号
J MaaS株式会社	東京都新宿区新宿二丁目5番10号

9. 従業員の状況

① 当社グループ

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
180名	-13名	39.9歳	10年0ヶ月

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名	-9名	39.4歳	9年10ヶ月

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	40,000千円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

## II 会社の状況に関する事項

### 1. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 19,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,255,000株 (自己株式114,980株を含む)
- ③ 株 主 数 3,770名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
佐 藤 俊 和	2,627,660株	51.12%
坂 口 京	333,980	6.49
ジ ョ ル ダ ン 従 業 員 持 株 会	166,600	3.24
池 原 諒 平	150,400	2.92
岩 田 明 夫	120,000	2.33
松 井 証 券 株 式 会 社	116,500	2.26
佐 藤 照 子	90,000	1.75
小 田 恭 司	74,160	1.44
若 杉 精 三 郎	70,000	1.36
小 田 昌 平	62,000	1.20

(注) 1. 当社は、自己株式114,980株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

### 2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

## ① 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐藤俊和	社長執行役員 MaaS事業本部長 コンパスティビー株式会社代表取締役 Jorudan Transit Directory, Inc. President J MaaS 株式会社代表取締役 株式会社悟空出版代表取締役
取締役	坂口京	—
取締役	東條巖	株式会社数理技研特別顧問 長城コンサルティング株式会社社外取締役
取締役	馬野耕至	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社社外取締役 株式会社CS日本特別顧問
常勤監査役	井門俊治	—
監査役	小田恭司	—
監査役	窪田哲夫	—

- (注) 1. 山野井さち子氏は、令和元年12月20日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
2. 取締役 東條巖氏、馬野耕至氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 井門俊治氏、窪田哲夫氏は、社外監査役であります。
4. 社外取締役 東條巖氏、馬野耕至氏、社外監査役 井門俊治氏、窪田哲夫氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同所に届け出ております。
5. 当社では、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は9名で、取締役を兼務している上記1名のほか、以下の8名で構成されております。

職 名	氏 名
執行役員 経営企画室長	岩田一輝
執行役員 マーケティング部長	田中輝
執行役員 企画営業本部長	東寺浩
執行役員 法人本部長	結川昌憲
執行役員 営業技術部長	長岡豪
執行役員 研究開発部長	平井秀和
執行役員 システム部長	吉田毅洋
執行役員 戦略企画部長	佐藤博志

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 (2)	38,700 (2,700)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	9,000 (5,550)
計 (う ち 社 外 役 員)	8 (4)	47,700 (8,250)

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内、監査役は年額20,000千円以内であります。
2. 取締役の報酬等の額には、基本報酬37,200千円（うち社外取締役2,400千円）及び役員賞与1,500千円（うち社外取締役300千円）が含まれております。
3. 監査役の報酬等の額には、基本報酬8,400千円（うち社外監査役5,100千円）及び役員賞与600千円（うち社外監査役450千円）が含まれております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

1.重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 東條巖氏は、株式会社数理技研特別顧問及び長城コンサルティング株式会社社外取締役を兼任しております。当社と株式会社数理技研の間には重要な取引その他の関係はありません。当社は長城コンサルティング株式会社の株式を1.4%保有しており、乗換案内事業において取引関係があります。

社外取締役 馬野耕至氏は、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社社外取締役及び株式会社CS日本特別顧問を兼任しております。当社は東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の株式を1.4%保有しており、その他の事業において取引関係があります。当社と株式会社CS日本の間には重要な取引その他の関係はありません。

## 2.当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な発言内容
社外取締役	東條 巖	取締役会 6 / 6回 (100%)	長年にわたりシステム開発会社の経営にあたられた豊富な経験、知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	馬野 耕至	取締役会 6 / 6回 (100%)	メディア戦略の企画等に関する豊富な経験、知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	井門 俊治	取締役会 6 / 6回 (100%) 監査役会 7 / 7回 (100%)	学識経験者としての専門的見地から、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
	窪田 哲夫	取締役会 6 / 6回 (100%) 監査役会 7 / 7回 (100%)	豊富なビジネス経験と当社に関連する業界に精通した幅広い見識を活かし、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面同意が4回ありました。

- ⑤ その他会社役員に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

## 4. 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称  
EY新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当社の会計監査人としての報酬等の額  
31,000千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
31,000千円

(注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
2. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
3. コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる執行役員が参加する執行役員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
4. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営企画室を窓口として定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
2. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1.取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
  - 2.リスク情報等については執行役員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画室が行うものとする。
  - 3.不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - 4.内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1.取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
  - 2.取締役会は3ヶ月に1回以上、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
  - 3.執行役員は、社長執行役員の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。執行役員会を原則として月に1回以上、または必要に応じて適時開催する。執行役員会は会社経営に関する情報を相互に交換し、必要に応じ、あるいは取締役会の求めに応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
  - 4.各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1.子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
  - 2.子会社のコンプライアンス体制の整備及び運用並びにリスク管理等は経営企画室が行うものとし、必要に応じて子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。

- 3.当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
  - 4.その他、子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に当たっては、①、③及び④を準用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1.監査役は、管理部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。なお、当該使用人の人事については、事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することとする。
- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1.監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
  - 2.当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - 3.監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人、または子会社の取締役、監査役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1.監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
  - 2.監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
  - 3.監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要でないことが証明された場合を除き、速やかに費用または債務を処理するものとする。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1.内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1.反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - 2.総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
  - 3.反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

また、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 当社の取締役会の機能及び経営効率を高めるため、執行役員会を毎月1回開催し、当社各部門及び子会社の活動状況を報告するとともに、業務執行に関する事項に関して審議及び検討を行っております。また、当該執行役員会には当社の取締役及び監査役が原則として全員出席することにより、審議過程及び経営施策の適法性の確保に努めております。
- ② 子会社の事業の状況については、「関係会社管理規程」に基づき適宜情報交換を行い、重要案件については事前協議を行うなど、子会社の管理・支援の強化に取り組んでおります。また、当社の取締役会では、子会社管理を担当する執行役員経営企画室長が出席し、各社の業績及び営業状況を報告することにより、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実を図っております。
- ③ 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しております。
- ④ 監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っております。また、常勤監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合し、重要な社内会議にも出席することにより監査の実効性の向上を図っております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。その上で、基本方針に基づく具体的な目標として、連結配当性向20%を定めております。

これと合わせ、資本効率の向上を図るとともに、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、状況に応じて自己株式の取得を弾力的に実施していく方針です。

## 連結貸借対照表

(令和2年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,344,460</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>623,439</b>
現金及び預金	3,631,468	支払手形及び買掛金	149,822
受取手形及び売掛金	477,103	未払費用	61,793
商品及び製品	8,095	未払法人税等	21,096
仕掛品	11,260	未払消費税等	46,764
原材料及び貯蔵品	79	前受金	241,377
前渡金	28,017	賞与引当金	69,250
その他	195,344	役員賞与引当金	2,100
貸倒引当金	△6,908	返品調整引当金	881
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,156,936</b>	ポイント引当金	2,061
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>192,616</b>	その他の他	28,291
建物及び構築物	43,174	<b>固 定 負 債</b>	<b>43,911</b>
機械装置及び運搬具	2,585	長期借入金	40,000
工具、器具及び備品	61,355	ポイント引当金	1,648
土地	85,500	繰延税金負債	263
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>86,181</b>	その他の他	2,000
ソフトウェア	84,653	<b>負 債 合 計</b>	<b>667,350</b>
その他	1,528	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>878,139</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,798,308</b>
投資有価証券	444,005	資本金	277,375
敷金及び保証金	224,277	資本剰余金	433,186
長期貸付金	92,169	利益剰余金	4,179,337
繰延税金資産	67,684	自己株式	△91,590
その他	67,224	その他の包括利益累計額	9,630
貸倒引当金	△17,222	その他有価証券評価差額金	△14,855
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,501,397</b>	為替換算調整勘定	24,485
		非支配株主持分	26,108
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,834,047</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,501,397</b>

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(令和元年10月1日から  
令和2年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,474,514
売上原価		1,980,130
売上総利益		1,494,384
返品調整引当金戻入額		12,738
返品調整引当金繰入額		881
差引売上総利益		1,506,241
販売費及び一般管理費		1,307,437
営業利益		198,803
営業外収益		
受取利息	3,749	
受取配当金	602	
持分法による投資利益	21,156	
受取事務手数料	327	
助成金収入	10,659	
雑収入	640	37,134
営業外費用		
支払利息	37	
投資事業組合運用損	2,352	
為替差損	10,448	
貸倒引当金繰入額	△44	
雑損	0	12,793
経常利益		223,145
特別損失		
減損損失	969	
投資有価証券評価損	46,588	
投資有価証券清算損	3,856	
たな卸資産廃棄損	23,890	75,304
税金等調整前当期純利益		147,840
法人税、住民税及び事業税	89,253	
法人税等調整額	10,078	99,331
当期純利益		48,508
非支配株主に帰属する当期純損失		3,886
親会社株主に帰属する当期純利益		52,395

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(令和元年10月1日から  
令和2年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和元年10月1日残高	277,375	289,130	4,193,763	△91,548	4,668,720
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△66,820		△66,820
親会社株主に帰属する当期純利益			52,395		52,395
自己株式の取得				△42	△42
連結子会社の増資による持分の増減		144,055			144,055
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	144,055	△14,425	△42	129,588
令和2年9月30日残高	277,375	433,186	4,179,337	△91,590	4,798,308

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
令和元年10月1日残高	△6,356	26,197	19,840	10,207	4,698,768
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△66,820
親会社株主に帰属する当期純利益					52,395
自己株式の取得					△42
連結子会社の増資による持分の増減					144,055
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△8,498	△1,711	△10,209	15,900	5,690
連結会計年度中の変動額合計	△8,498	△1,711	△10,209	15,900	135,278
令和2年9月30日残高	△14,855	24,485	9,630	26,108	4,834,047

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(令和2年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,687,567</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>577,603</b>
現金及び預金	3,050,985	買掛金	143,820
売掛金	434,580	未払費用	57,393
商品及び製品	3,455	未払法人税等	18,890
仕掛品	3,112	未払消費税等	44,092
原材料及び貯蔵品	30	前受金	231,655
前渡金	20,082	預り金	6,503
前払費用	90,921	賞与引当金	67,000
その他の他金	88,827	役員賞与引当金	2,100
貸倒引当金	△4,428	その他の他	6,147
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,321,334</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,000</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>66,644</b>	その他の他	2,000
建物	7,512	<b>負 債 合 計</b>	<b>579,603</b>
車両運搬具	2,555	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	56,576	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,429,298</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>85,752</b>	資 本 金	277,375
ソフトウェア	84,653	資 本 剰 余 金	289,128
電話加入権	1,099	資 本 準 備 金	284,375
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,168,937</b>	その他資本剰余金	4,753
投資有価証券	234,017	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,954,385</b>
関係会社株式	532,342	利 益 準 備 金	3,600
長期貸付金	33,169	その他利益剰余金	3,950,785
関係会社長期貸付金	104,000	別 途 積 立 金	20,000
長期滞留債権	3,460	繰越利益剰余金	3,930,785
長期前払費用	60,468	<b>自 己 株 式</b>	<b>△91,590</b>
敷金及び保証金	178,197	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,429,298</b>
繰延税金資産	82,309	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,008,902</b>
その他の他金	3,195		
貸倒引当金	△62,222		
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,008,902</b>		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(令和元年10月1日から  
令和2年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,122,629
売 上 原 価		1,868,490
売 上 総 利 益		1,254,138
返品調整引当金戻入額		87
差引売上総利益		1,254,225
販売費及び一般管理費		1,005,798
営 業 利 益		248,426
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,851	
受 取 配 当 金	117,102	
受 取 事 務 手 数 料	5,700	
経 営 指 導 料 入	14,727	
雑 収 入	407	141,788
営 業 外 費 用		
投資事業組合運用損	2,352	
為 替 差 損	10,472	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額 失	△44	
雑 損	0	12,780
経 常 利 益		377,434
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	46,588	
投資有価証券清算損	3,856	
子会社株式評価損	153,782	
たな卸資産廃棄損	23,890	228,117
税引前当期純利益		149,317
法人税、住民税及び事業税	85,146	
法人税等調整額	△16,491	68,654
当期純利益		80,662

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(令和元年10月1日から  
令和2年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
令和元年10月1日残高	277,375	284,375	4,753	3,600	20,000	3,916,944
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△66,820
当期純利益						80,662
自己株式の取得						
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	13,841
令和2年9月30日残高	277,375	284,375	4,753	3,600	20,000	3,930,785

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
令和元年10月1日残高	△91,548	4,415,499	4,415,499
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△66,820	△66,820
当期純利益		80,662	80,662
自己株式の取得	△42	△42	△42
当事業年度中の変動額合計	△42	13,799	13,799
令和2年9月30日残高	△91,590	4,429,298	4,429,298

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和2年11月27日

ジョルダン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本多茂幸 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 西口昌宏 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジョルダン株式会社の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジョルダン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和2年11月27日

ジョルダン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本多茂幸 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 西口昌宏 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジョルダン株式会社の令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年11月27日

ジョルダン株式会社	監査役会			
常勤監査役	井 門	俊 治	Ⓔ	
監 査 役	小 田	恭 司	Ⓔ	
社外監査役	窪 田	哲 夫	Ⓔ	

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。その上で、基本方針に基づく具体的な目標として、連結配当性向20%を定めております。これらを踏まえ、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき6円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1)株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額30,840,120円

(2)剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年12月24日

(注)期末配当金は、自己株式114,980株に対する配当金を除いております。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役4名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の意思決定機能の一層の強化及び充実を図るため取締役を1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	再任 佐藤 俊和 (昭和24年8月24日)	昭和54年12月 株式会社ジョルダン情報サービス（現ジョルダン株式会社）設立 代表取締役社長（現任） 平成18年12月 当社社長執行役員（現任） 平成24年6月 Jorudan Transit Directory, Inc. 設立 President（現任） 平成29年4月 コンパスティービー株式会社 代表取締役社長（現任） 平成30年7月 J MaaS株式会社設立 代表取締役社長（現任） 令和元年10月 当社MaaS事業本部長（現任） 令和2年7月 株式会社悟空出版 代表取締役社長（現任）	2,627,660株
2	再任 坂口 京 (昭和24年7月19日)	昭和52年10月 株式会社エル・エス・アイ入社 昭和54年12月 当社入社 取締役（現任） 推論機構室マネージャー 平成15年11月 当社開発本部長 平成18年12月 当社執行役員 平成23年10月 当社研究開発部長	333,980株
3	新任 佐藤 博志 (昭和59年9月3日)	平成22年4月 株式会社東芝入社 平成26年8月 当社入社 特命プロジェクト部長代理 平成27年10月 当社戦略企画部長（現任） 令和元年12月 当社執行役員（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> とう じょう いわお 東 條 巖 (昭和19年2月14日)	昭和54年3月 株式会社数理技研設立 代表取締役社長 昭和63年4月 長城コンサルティング株式会社社外取締役 (現任) 平成11年5月 東京めたりっく通信株式会社設立 代表取締役会長 平成23年3月 株式会社数理技研特別顧問 (現任) 平成28年12月 当社取締役 (現任)	一株
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> うま の こう じ 馬 野 耕 至 (昭和28年5月16日)	平成7年9月 株式会社読売新聞社 (現株式会社読売新聞東京本社) 政治部主任 平成15年9月 同社メディア戦略局開発部長 平成18年4月 同社メディア戦略局専門委員 平成18年6月 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社社外取締役 (現任) 平成23年6月 株式会社CS日本取締役 平成24年6月 同社常務取締役 平成28年6月 同社専務取締役 平成29年6月 同社取締役副社長 平成29年12月 当社取締役 (現任) 令和元年6月 株式会社CS日本特別顧問 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 東條巖氏及び馬野耕至氏は、社外取締役候補者であります。  
 なお、当社は東條巖氏及び馬野耕至氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び在任期間  
 東條巖氏は、長年にわたり、システム開発会社の経営にあたられた豊富な経験、知識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。  
 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。  
 馬野耕至氏は、メディア戦略の企画等に関する豊富な経験、知識を有しており、当社の事業に有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。  
 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 窪田哲夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役 小田恭司氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査体制の一層の強化及び充実を図るため監査役を1名増員し、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

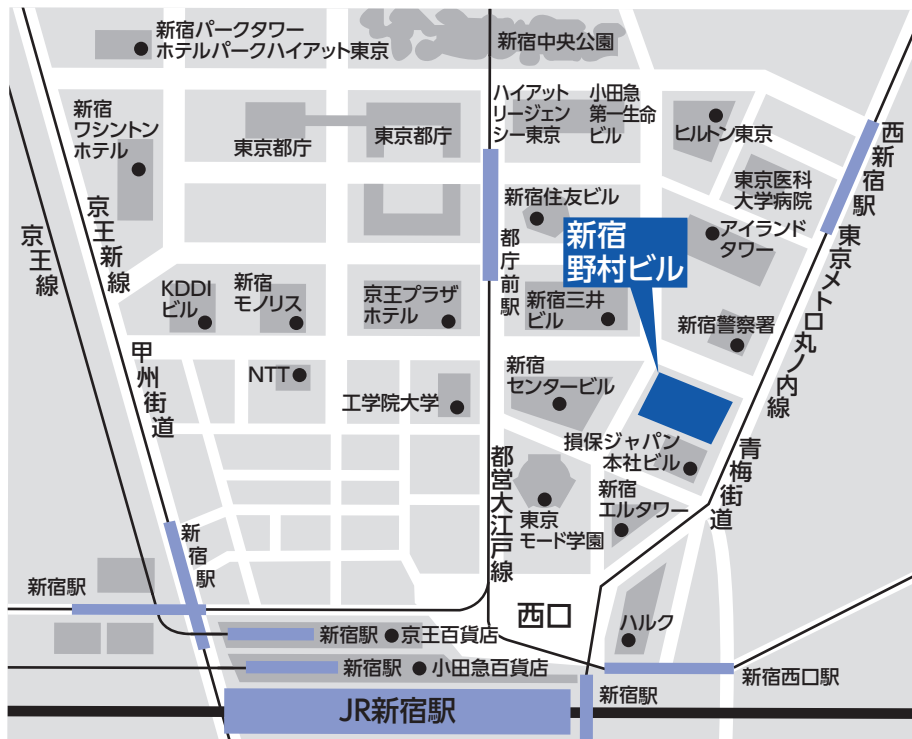
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<b>新任</b> 湯澤 千 克 (昭和31年1月13日)	平成3年8月 当社入社 平成12年7月 当社管理部長 平成14年5月 当社取締役 平成16年12月 当社内部監査室マネージャー（現任）	9,600株
2	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 窪田 哲 夫 (昭和21年3月20日)	平成2年10月 株式会社ジェイアール東海エージェンシー 総務担当課長 平成6年7月 同社営業二次次長 平成10年7月 同社営業開発部長 平成12年7月 同社取締役営業三部長 平成20年7月 同社常務取締役（営業三部、CD部） 平成25年7月 拓殖大学日本文化研究所（現国際日本文化研究所）客員教授 平成28年12月 当社監査役（現任）	一株
3	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 五十嵐 雅 子 (昭和23年4月20日)	平成6年4月 帝京平成大学情報学部（現現代ライフ学部） 助教授 平成10年4月 帝京大学帝京国際交流センター（現国際交流センター）主任研究員 平成16年4月 帝京平成大学留学生別科長 平成17年5月 株式会社愛郷舎設立 代表取締役（現任） 平成17年12月 当社監査役 平成21年4月 東都医療大学（現東都大学） 副学長・ヒューマンケア学部教授 学校法人青淵学園理事 平成27年4月 了徳寺大学特任教授 平成30年4月 学校法人メイ・ウシヤマ学園理事長補佐（現任） ハリウッド大学院大学特任教授（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 窪田哲夫氏及び五十嵐雅子氏は、社外監査役候補者であります。  
なお、当社は窪田哲夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、五十嵐雅子氏が選任された場合には、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び在任期間  
窪田哲夫氏は、当社に関連する業界に精通し、かつ豊富なビジネス経験を有していることから、その経験と幅広い見識を当社の監査体制に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。  
五十嵐雅子氏は、長年教育に携わったことで培われた深い見識と、現に会社の経営にあたられている豊富な経験からの、経営全般の監視と有効な助言が期待できるものであり、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



## 会場

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階  
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスA

電話 03-3348-6513

## 交通

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口 ..... 徒歩3分  
東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅2番出口 ..... 徒歩4分  
JR線・京王線・小田急線「新宿」駅西口 ..... 徒歩7分

※ 会場へのアクセスについては、  
モバイルサイトでも  
ご案内しております。

ジョルダンモバイル  
「株主総会のご案内」  
(<https://jordan.co.jp/jm/kabu/>)

